

令和元年第12回東京都北区教育委員会定例会

|       |                      |                                       |  |
|-------|----------------------|---------------------------------------|--|
| 会議月日  | 令和元年12月13日(金)午後1時30分 |                                       |  |
| 開催場所  | 北区教育委員会室             |                                       |  |
| 出席委員  | 教 育 長 清 正 浩 靖        | 委 員 加 藤 和 宣                           |  |
|       | 委 員 檜 垣 昌 子          | 委 員 渡 辺 敦 子                           |  |
|       | 委 員 本 間 正 江          |                                       |  |
| 事務局職員 | 教育振興部長               | 教育政策課長<br>(東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) |  |
|       | 学校改築施設管理課長           | 学校支援課長                                |  |
|       | 生涯学習・学校地域連携課長        | 教育指導課長                                |  |
|       | 教育総合相談センター所長         | 飛鳥山博物館長                               |  |
|       | 中央図書館長               | 教育環境調整担当部長                            |  |
|       | 学校適正配置担当課長           | 子ども未来部長                               |  |
|       | 子ども未来課長              | 子ども環境応援担当課長                           |  |
|       | 子どもわくわく課長            | 保育課長                                  |  |
|       | 子ども家庭支援センター所長        | 児童相談所開設準備担当副参事                        |  |

会議に付した議案並びに審査結果

| 日程 | 議案番号 | 提 案 内 容  | 結果 |
|----|------|--|----|
| 1  | —    | 教育長職務代理者の指名について  | —  |
| 2  | 56号  | 東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 承認 |
| 3  | 57号  | 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則  | 承認 |

| 日程 | 報告事項 | 報 告 内 容   | 結果 |
|----|------|---|----|
| 4  | 90号  | 東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の規定に基づき処理した幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の報告について | 了承 |
| 5  | 91号  | 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について(令和元年度経過報告)                           | 了承 |
| 6  | 92号  | 後援・共催事業に関する報告   | 了承 |

令和元年第12回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和元年12月13日(金) 13:30

|        |  |
|--------|--|
| 教育政策課長 | それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和元年第12回北区教育委員会定例会を開会いたします。<br>日程第1「教育長職務代理者の指名について」事務局から説明をお願いします。  |
| 教育政策課長 | 教育長  |
| 清正教育長  | 教育政策課長   |
| 教育政策課長 | それでは、日程第1でございます。現在の教育長職務代理者でございます加藤委員でございますけれども、本年12月15日付で任期満了を迎えます。それに伴いまして、後任の教育長職務代理者を指名いただく必要がございます。<br>教育長職務代理者でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたとき、教育長にかわってその職務を行う者を指します。この教育長職務代理者は教育長があらかじめ指名する委員が務める職であり、この任期について法律に定めはございませんが、教育長が教育長職務代理者として別の教育委員を指名するまでとなっております。なお、実際に教育長職務代理者が職務を代理する状況となった場合には、東京都北区教育委員会教育長の職務代理者の権限に属する事務の委任に関する規則によりまして、東京都北区教育委員会事務局専決規則第3条に規定する、教育長が決裁を行わなければならない実務的な事案については、各部長に委任されることとなっております。<br>説明は以上でございます。教育長から教育長職務代理者の指名をお願いいたします。 |
| 清正教育長  | それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に定める教育長職務代理者として、渡辺委員を指名いたします。<br>次に、日程第2、第56号議案「東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。   |
| 学校支援課長 | 教育長  |
| 清正教育長  | 学校支援課長   |
| 学校支援課長 | それでは、私から第56号議案、東京都北区教育委員会における東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利  |

用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明をいたします。

議案書の1ページ、説明欄をごらんください。東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に伴う規定の整備を行うため、この規則案を提出いたします。

1枚おめくりいただきまして、2ページの新旧対照表をごらんください。改正内容ですけれども、現行規則第2条、条例別表第1の5の項となっているところを条例別表第1の12の項に改めます。

改正する箇所は以上になります。

1ページにお戻りください。付則でございます。この規則は令和2年1月1日から施行いたします。

説明は以上になります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第57号議案は原案どおり承認することに決定いたします。次に日程第3、第57号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第57号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

議案書の7ページをお開きいただき、説明欄をごらんください。幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、幼稚園教育職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則について所要の改正を行うため、本規則案を提出させていただくものでございます。

8ページの参考資料、新旧対照表をごらんください。特別区人事委員会勧告を受けま

して、給与条例が改正され、給料表が改定されたところでございますが、これに伴いまして、こちらの別表3の昇格時対応号給表を改定するものでございます。

7ページにお戻りいただきまして、付則でございます。本規則は令和2年1月1日から施行するものでございます。

第57号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第57号議案は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、報告事項に移ります。日程第4、報告第90号「東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の規定に基づき処理した幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 それでは、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則に係る教育長専決について、ご報告させていただきます。

東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第1項第8号におきまして、規則の改廃については、本委員会の議決事案である旨が規定されているところでございます。しかし、本事案につきましては、給与条例改正の議決が12月6日、勤勉手当の支給日が12月10日という状況にあり、条例改正から支給日までの間に本委員会の会議を招集する暇がなかったため、同規則第2条第2項の規定に基づき、本規則の一部改正について、教育長により専決を行わせていただきました。つきましては、同規則第2条第3項の規定に基づき、専決を行った内容をご報告させていただきます。

特別区人事委員会勧告を受けまして、給与条例が改正され、勤勉手当の支給月数を引き上げる改定を行ったことに伴い、勤勉手当規則におきましても、同様に支給月数を引き上げる規定を整備いたします。

資料の2ページでございます。参考資料、新旧対照表をごらんください。第30条第

2項におきまして、定年前の管理職以外の職員については、0.95月から1.10月に、定年前の管理職につきましては、1.15月から1.30月にそれぞれ0.15月分を引き上げ、同条第3項では再任用の管理職以外の職員については、0.45月から0.55月に、再任用管理職については、0.55月から0.65月にそれぞれ0.1月分引き上げます。

1ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この規則は旧条例の施行時期とあわせて、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものでございます。以上、ご報告申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第5、報告第91号「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（令和元年度経過報告）」事務局から説明をお願いします。

子ども家庭  
支援センター  
一所长

教育長

清正教育長

子ども家庭支援センター一所长

子ども家庭  
支援センター  
一所长

報告第91号でございます。1、要旨でございます。毎年度しておりますが、厚生労働省からの通知がありまして、未就園児等、区の福祉サービス等を利用していない子どもの安全確認を図ることを目的として調査を行いましたので、報告いたします。経過報告でございます。

2、現況です。こちらの内容は徴収方法のご説明になります。子ども家庭支援センターが関係課と連携して6月1日時点で住民票がある者を対象にし、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児で福祉サービス等を利用していない子どもの情報を9月末までに把握します。これが把握対象児童ということになります。そして10月以降、9月末までの把握対象児童について、訪問調査や東京入管局への照会を行って、11月末時点の状況を厚生労働省及び東京都に報告するものでございます。

なお、来年6月まで毎月その後の状況を東京都へ報告することになります。

裏面をごらんください。11月末の時点でございます。まず、6月1日付の各年齢、月ごとの住民基本台帳児童数は左の1行目の括弧の数でございます。そちらが母数になります。次に、把握対象児童数として、0～3歳は10人、4・5歳は36人、6～14歳は6人ということで、合計52名でございます。

次に、この調査結果に基づいた訪問調査や入国・入管調査を行いまして、結果的に把

握ができましたのは24名でございます。残り未把握児童数は28名となっております。

4、今後の予定でございます。この未把握の28名につきましては、引き続き状況を把握してまいります。なお、12月に入りまして、入管調査の結果などが到着し、直近の未把握児童数は2名になってございます。

調査結果の最終報告といたしまして、現在のところ4月の教育委員会で報告する予定でございます。以上です。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見ございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 調査経過報告、ありがとうございました。11月末の時点で住民票がある未把握の児童数が28名ということで、ご説明の中に今現在の数についてのご報告があったと思うのですが、その点をもう一度ご説明いただけますでしょうか。

子ども家庭支援センター所長 11月末に東京都、厚生労働省へその時点の報告をいたしますので、今のところ、北区では28名が未把握という形になっております。

そして、この調査を引き続き行っておりますので、この12月の時点では2名になったところです。

清正教育長 どこが2名。

子ども家庭支援センター所長 この点については、資料中には記載してございません。

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ありがとうございます。未把握児童数が28名から2名に大幅に減ったということで安堵しております。引き続き調査のほう、よろしく願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。  
渡辺委員

渡辺委員 ご説明ありがとうございました。私も檜垣委員と同じ質問をさせていただきたいと思っておりました。0歳からの切れ目のない支援ということで、一生懸命やっていただい

ているということに、本当に感謝を申し上げます。

28から2人まで、結局は26名を把握したということで、本当にありがたいなと思います。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

清正教育長 2名の内訳はわからないということですね。  
子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援センター所長 2名の年齢の内訳については、0～3歳が1名、4・5歳が1名で、合計で2名です。

清正教育長 わかりました。ほかにご質問ございますでしょうか。  
  
(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に、日程第6、報告第92号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、後援・共催に関する報告でございます。1枚おめくりをお願いいたします。名義使用を承認した旨の報告につきましては、今回3件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「令和2年成人式アトラクション及び新成人の集い」北区青少年委員会会長でございます。

2件目でございます。「あの日のオルガン北区上映会」同上映実行委員会代表でございます。

1枚おめくりをいただきまして、3件目でございます。「国際交流&イングリッシュキャンプ」宮城復興支援センターセンター長でございます。

以上3件でございます。

事業実績報告につきましては、お示しのとおり4ページまで5件お示しをさせていただきました。よろしく願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和元年第12回教育委員会定例会を閉会させていただきます。